

(仮称) 地域共生ステーション整備運営事業 基本協定書 (案) に関する質問への回答

- ・ (仮称)地域共生ステーション整備運営事業の基本協定書(案)に関して、令和7年5月9日までに寄せられた質問への回答を公表します。
- ・ 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

令和7年6月4日
高槻市

■基本協定書(案) 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	項目名	質問内容	回答
1	5	8条	1項	業務の委託等	契約締結期限 「別紙4記載の期限を目途に」とありますが、当該期限については、事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	5	9条		事業契約の不成立	「甲及び乙いずれの責めにも帰すべからざる事由により、事業契約の本契約の締結に至らなかった場合」について規定されていますが、実施方針の別紙1(リスク分担表)によると、①政策変更リスクについては貴市の負担になっているため、本条の適用対象ではない、②不正行為がある場合を除き市議会の議決を得られないことによる契約締結の遅延・中止の場合は貴市と事業双方の負担となっているため、本条の適用対象になると理解しています。かかる理解で相違ないか念のため確認させていただければと思います。 また、現状市議会で議決を得るにあたって障がいとなる事由は存在しないという理解でよいか、あわせて確認をさせていただければと思います。	本基本協定は実施方針に優先し、9条につき例外は認められません。市は、事業契約について遅滞なく議会に諮るものとします。
3	5	第10条		違約金	違約金等の発生は基本協定書締結以降という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	5	第10条		違約金	構成企業の責めに帰すべき事由とあり、協力企業の責めに帰すべき事由は違約金の対象にならないと読み取れますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	5	第10条		違約金	入札参加者が落札者として決定した場合に貴市と締結する基本協定書について、入札参加資格の喪失により違約金が課される場合、代替企業を選定することで事業が継続可能な場合は、当該違約金は課されない建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	第6条5項において、乙が募集要項等に定める参加資格要件を欠くに至った場合でも、これに対応する手当てを行い、甲の承諾を得た場合は除くと規定しています。括弧のただし書きは調印時にも残ります。

■基本協定書(案) 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	項目名	質問内容	回答
6	5	10条	1項	違約金	「建設企業が担当する業務に係るサービス対価の合計額の100分の10」及び「当該構成企業が担当する業務に係るサービス対価の合計額の100分の5」とありますが、当該金額は、税抜金額との理解でよろしいでしょうか。	サービス対価の合計額(税込)の100分の10または5です。
7	5	10条	2項	違約金	「当該構成企業が担当する業務に係るサービス対価の合計額の100分の20」とありますが、当該金額は、税抜金額との理解でよろしいでしょうか。	サービス対価の合計額(税込)の100分の20です。
8	5	10条	3項	違約金	事業契約の締結後において、同第6条第5項各号のいずれかの事由が生じていたことが判明し、罰が確定したときは契約を解除するか否かにかかわらず、当該構成企業が担当する業務に係るサービス対価の合計額の100分の20を違約金として支払うことが規定されていますが、事業契約書の第72条第4項では、本施設の引渡し前に、基本協定第6条第5項各号に該当する場合を含み、本事業の応募に関して重大な法令等の違反をし、本事業契約が解除された場合、サービス対価の合計金額の100分の10に相当する違約金と超過する損害賠償を支払うことが規定されています。この場合、どちらが優先されるのでしょうか。また、二重に課されることはないという理解でよろしいでしょうか。	第3項は、事業契約締結後の規定です。従って、事業契約書と重複しての適用があります。損害賠償の規定は、違約金を損害賠償の予定としない趣旨です。
9	5	10条	4項	違約金	第3項が二つありますが、二つ目の第3項は、第4項と読み替えてよろしいでしょうか。	基本協定書において修正します。
10	6	第14条		本協定の有効期間	基本協定書は事業契約締結までの貴市と事業者側との合意事項であり、基本協定書における違約金については、事業契約締結前までに違約金の発生事由に抵触した場合に課される形としていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。

■基本協定書(案) 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	項目名	質問内容	回答
11	11	別紙3		株主誓約書の様式	株主誓約書について、株主間での合意で一部変更をしても問題ないでしょうか。	5条2項4号の定めに従い、甲の承諾を得てください。